各務原市自治会連合会活動事業補助金交付要綱

（平成１８年４月１２日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、自治会連合会活動を充実させ、行政事務を円滑に推進するために、予算の範囲内で各務原市自治会連合会活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第２条　補助事業者は、各務原市自治会連合会とする。

（補助対象事業）

第３条　補助対象事業は、補助事業者が行う次の事業とする。

（１）市との円滑な連絡調整及び協調に関する事業

（２）自治会運営の調査研究並びに資料及び情報の交換に関する事業

（３）自治会長の職務の研修に関する事業

（４）その他市長が必要と認める事業

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象事業に要する経費（市から他の補助金、助成金等の交付を受けるものを除く。）の範囲内で市長が定める額とする。

（補助金の経理等）

第５条　補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助対象事業が完了した日の属する年度終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年２月１９日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。